

改正道路交通法施行後の医師の診断を受ける者、講習受講者等の推計 資料 7

現行制度

【医師の診断】

約 478万人 75歳以上の免許保有者数 (27年末)



約 163万人 認知機能検査受検者数 (27年中)



約 5.4万人 第1分類 (認知症のおそれがある) と判定された方



1,650人 医師の診断を受けた方 (27年中)
(565人 うち免許の取消し等を受けた方)

免許証の更新時以外に高齢ドライバーの認知機能の状況をタイムリーに把握する機会なし

2,377人 その他の警察活動等を端緒に診断を受けた方
(907人 うち免許の取消し等を受けた方)

平成27年中は年間4,027人が受診
(うち免許の取消し等を受けた方は1,472人)

【高齢者講習】

実車指導時の運転の様子をドライブレコーダーに記録して、受講者の不適切な運転行動を具体的に指摘しつつ安全な運転の方法を指導する機会なし

新制度 (27年実績値を基に推計)

【医師の診断】

約 478万人 75歳以上の免許保有者数



約 163万人 更新時の認知機能検査受検者数



約 4.3万人 医師の診断を受ける方

〔第1分類と判定される診断対象者 (約 5.4万人) の約 2割は受診前に免許証を自主返納すると仮定〕

約 18万人 臨時認知機能検査受検者数



約 5,000人 医師の診断を受ける方

〔第1分類と判定される診断対象者 (約 6,000人) の約 2割は受診前に免許証を自主返納すると仮定〕

2,377人 その他の警察活動等を端緒に診断を受ける方より減少見込み

改正法施行後は年間約5万人が受診
(うち免許の取消し等を受ける方は約1万5,000人)

【高齢者講習】

約 56万人 更新時の高度化講習の受講対象者

〔第1分類・第2分類と判定される方〕

最大約 6万人 臨時高齢者講習の受講対象者

※実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録し、その映像に基づいて個別指導

(※)